

## 事件記録保存のあり方について

2023年1月23日、最高裁判所「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」で、奥山俊宏  
[okuyamatoshihiro@gmail.com](mailto:okuyamatoshihiro@gmail.com)、<http://twitter.com/okuyamatoshi>

### ●バブル崩壊の過程を取材してきて

私、奥山俊宏は33年あまり前の平成元(1989)年4月に朝日新聞の記者になりました。記者としての私のキャリアはほぼそっくりそのまま平成の30年と重なっています。

私の目から見ると、平成の30年はバブル崩壊の過程そのものです。平成元年暮れにバブルは最高潮に達し、翌1990年1月に株価から崩壊が始まり、地価に波及し、やがて金融機関の破綻が続発するようになり、その損失の穴埋めに兆円単位で国民の税金が投入されました。戦後経済システムの政財官界の機能不全や腐敗が経済事件として顕在化しました。それは「失われた10年」「第二の敗戦」と呼ばれ、最近「失われた30年」との言葉も耳にします。

平成が7年目に入ったところで阪神大震災が発生しました。平成が残り8年となったところで東日本大震災が起き、それに伴って東京電力の福島原発が放射性物質をまき散らす事故を次々と起こしました。日本はこれらの災害で莫大な損害を被り、今もその後遺症が続いています。

それらの事件・事故の多くで、最終的な決着を期待して裁判所に訴訟が持ち込まれました。私は、主に事件記者、調査報道記者として、前述の機能不全や腐敗、破綻、崩壊、後遺症、それらの原因・教訓について取材することをこの33年あまりの仕事にしてきました。その過程で、日本でもアメリカでも、裁判所由来の事件記録を報道に役立てた経験が多々あり、事件記録のヘビーユーザーであると自称して差し支えないように感じています。一方で、事件記録が廃棄されてしまったことを知り、残念な思いをさせられることも少なからずありました。

### ●事件記録は裁判所のためだけにあるのではない

2019年5月1日に令和の時代が始まり、平成の30年は名実ともに前の時代のこととなりました。震災にせよ、バブル崩壊にせよ、福島原発事故にせよ、それらは過ぎ去った歴史の話になろうとしているのかもしれませんが。

しかし、だからこそ、そうした出来事の実事関係やその証拠を歴史として後世に残していかなければならない、そう考えるようになり、2018年以降、私は、そうした観点からの取材・報道・研究にも注力してきています。

それらの事件や事故、その背景にあった事実について、その都度、私たちは断片的に新聞などで記事にしてみました。しかし、それらの実事関係について俯瞰的に全体を一気通貫で見る、そして本当の教訓は何だろうかといま一度考える、という作業がやり残されています。歴史は繰り返すといわれますから、将来、必ず同じようなことが起きる、それは忘れた頃に起きるに違いありません。

ならば、そのときのために教訓を書き残し、史料を残しておかなければならない、と考えます。

なぜ、この日本で、バブルは生まれ、あのように膨らみ、なぜ、その崩壊はあのように長期化し、甚大な損害を経済・社会に与え続けることになってしまったのか。なぜ、この日本で、原発事故が起き、なぜ、あのように拡大してしまったのか。それらの出来事から何らか学ぶべき教訓を十分に汲み取り尽くしたと本当にいえるのか。私たちの社会や組織、その風土に何らか直すべき不備や欠陥が気づかれないまま残っていないか。そうした疑問を提起し、答えを探すにあたって記録は必須です。それら事件や事故の当事者とならざるを得なかった人たちの肉声を含む事件記録は、多くの場合、そうした社会の正当な要請に応えるための最良の資料・史料です。

### ●事件記録は時代や世相を映す史料になりうる

事件記録は、裁判の素材となるだけでなく、様々な人や組織による種々の営み、時代や世相を映して、貴重な史料になりうるものです。

紛争の当事者になってしまった人たちやその弁護士、検察官らが精いっぱい努力を傾けて紡ぎ出した事実関係の詳細やそれへの見方・解釈が事件記録にはぎっしり詰まっています。判決文の1行の記述の背後には何十ページ、何百ページもの記録の裏付けがたいていあります。それら事件記録は、裁判官にとって判決の作成に必要であるというだけでなく、ジャーナリストにとっても歴史学者にとっても、できるだけ客観的に事実関係を解明するために、そして、陰謀論ではない、できるだけ真実に近い歴史を叙述するために、かけがえのない資・史料になりうるものです。

事件記録があれば、判決を読んだだけでは分からない当事者たちの振る舞いに考え込まれ、単純に一刀両断するにはあまりに複雑な事実関係に悩むことができます。事件記録がないと、当事者たちの主張、言い分を正確かつ客観的に把握することは非常に難しく、生々しい証拠や証言の独特の臨場感を読者に伝えることも不可能になります。状況を正しく理解して検証し、教訓をくみ取って、後世のために残していく作業にあたって、事件記録は必須です。

たしかに少年事件の記録は、ジャーナリストら一般の人たちには公開されません。しかし家庭裁判所内部での研究の対象とされることはあり得るでしょうし、百数十年後、あるいは数百年後に国立公文書館で特別の許可を得た研究者の閲覧に供されることは、あり得ないことではないように私には思われます。そうした今後の可能性を過小評価して記録を廃棄し、その可能性の一切を断ちきるの、いまを生きる私たちの傲慢です。

## ●事件記録を利用して書いた拙稿（新聞記事）の例

（震災関連）

- 「隣ビル『恨みます』」連載企画「震災法廷 思いよ届け(上)」(2000年4月26日、朝日新聞夕刊社会面<大阪>)
- 「関連死の判例が支えに 陸前高田で夫失った女性」連載企画「震災法廷 阪神の教訓は？」①(2015年1月16日、朝日新聞朝刊 岩手版)
- 「遺族の訴え逆転勝訴に 関連死認定、唯一の判例」同上②(同月17日、同上)
- 「ガス警報器、何度も作動 繰り返された死亡事故」同上③(同月18日、同上)
- 「無臭でもガス漏れ疑い 指摘にも真相あいまい」同上④(同月19日、同上)
- 「『繰り返すな』思い込め 裁判、再発防ぐ役割も」同上⑤(同月20日、同上)

（震災・福島原発事故関連）

- 「東電に『想定外の検討を』」連載企画「見送られた津波対策」①(2019年11月11日、朝日新聞夕刊)
- 「技術判断を経営判断で覆す」同上②(同12日、同上)

（不良債権処理関連）

- 「記録が捨てられている」連載企画「バブル崩壊をたどって」①(2019年3月5日、朝日新聞夕刊)
- 「興銀内部告発と最高裁の変化」同上③(同7日、同)
- 「大和銀NY事件の裏側」同上⑤(同11日、同上)
- 「公的資金と『香典』、教訓は」同上⑥(同12日、同)
- 「『政治の問題として問い直せ』」同上⑦(同13日、同)

（公益通報者保護法改正検討関連）

- 「不正の指摘は『市民の義務』」連載企画「内部告発の行方」③(2020年4月22日、朝日新聞夕刊)
- 「証拠持ち出し、告発者免責 検討会『裏付けある通報増える』」(2016年12月22日、朝日新聞朝刊)

（事件記録など公文書管理法関連）

- 「2.26の遺族、法相に直談判」連載企画「訴訟記録を歴史に生かす」①(2020年11月9日、朝日新聞夕刊)
- 「捨てられた震災の辛苦・教訓」同上②(同10日、同)
- 「『民衆暴力』執筆できたのは」同上③(同11日、同)
- 「調書に埋もれた問題、記事に」同上④(同12日、同)
- 「『オウム』も永久保存、後世へ」同⑤(同13日、同)

## ●事件記録を利用して書いた拙著（書籍）の例

- 『内部告発のケーススタディから読み解く組織の現実 改正公益通報者保護法で何が変わるのか』(2022年4月、朝日新聞出版)
- 『バブル経済事件の深層』(2019年4月、岩波新書)
- 『現代アメリカ政治とメディア』(2019年4月、東洋経済新報社)
- 『秘密解除 ロッキード事件 ―田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか』(2016年7月、岩波書店)

- 『内部告発の力―公益通報者保護法は何を守るのか』(2004年4月、現代人文社)
- 『ルポ 内部告発』(2008年9月、朝日新書)
- 『偽装請負 格差社会の労働現場』(2007年5月、同)

## ●公益通報者保護法立案の際に参照された裁判例

法案や政策を立案したり、宗教法人などの行政処分を検討したりするにあたって、事件記録が大切な役割を果たすことはあります。

組織の奥底に隠された不正や腐敗を何とかやめさせようと現場から声を上げたその組織内部の労働者、あるいは、一般の消費者や社会のためになる内部告発をした人について、解雇や処分などの不利益な扱いから守り、少しでも法的に保護しようという狙いから、2004年に小泉政権の提案で公益通報者保護法が制定されました。どのような法制度にしたらよいかを検討するにあたって欠かせないのは、裁判になった事例の分析でした。

私は各地の裁判所で、内部告発が問題となった訴訟の記録を読みました。そこには、内部告発をする側と、内部告発をされる側のぎりぎりの攻防と葛藤、そして、単純に一刀両断するにはあまりに複雑な事実関係が表れていました。結論である判決を読んだだけでは分からない当事者たちの心の動きの陰影が訴訟記録にはのを見せていました。そうした葛藤や陰影を理解することなく、机の上だけで法律をつくっても、それは現実から遊離してしまうでしょう。

2012年以降の同法改正の検討にあたって、所管官庁の消費者庁は、内部告発を経験した人にヒアリングを重ねました。一方で、それら経験者に関わる訴訟記録もまた、裁判所によって次々と捨てられていきました。

2020年6月、公益通報者保護法を抜本的に改正する法律が成立しました。その改正の際の検討で参考にされた裁判例のほとんどで訴訟記録は廃棄されています。すなわち、改正法立案の基礎となった消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」(座長一宇賀克也・東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授、現最高裁判所判事)の最終報告書で触れられている訴訟16件の事件記録の所在を2020年秋に私から各地裁に問い合わせましたところ、特別保存に付されたものは1件もなく、13件の記録は廃棄済みとなっていました。

## ●公益に資する調査報道に事件記録は欠かせない

調査報道は、民主主義を機能させるために不可欠であり、公益に資する、ジャーナリズムの大切な営みです。その調査報道にあたって、訴訟記録は必要不可欠と言っただけでは足りないほどに大切な素材です。

たとえば、労働者の派遣を受けて使用している実態があるのに形式的に請負契約を装って労働法制上の義務を免れようとする違法な「偽装請負」が大手一流メーカーの製造現場で大規模・組織的に行われている実態を明らかにした2006年の朝日新聞報道があります。

一つひとつの事件としては著名ではない労働裁判につ

いて、各地の裁判所で訴訟記録を閲覧することで、問題の広がりや根深さを裏付けることができました。この報道を受けて、多くのメーカーが偽装請負をやめ、厚生労働省は悪質事例について初めて事業停止命令や刑事告発に踏み切りました。

あるいは、たとえば、カトリック教会が神父による未成年者虐待を組織的に長年もみ消した問題を明らかにした米紙ポストン・グローブの調査報道は、2016年にアカデミー賞を受賞した映画『スポットライト』で取り上げられ、よく知られています。

教会が組織として神父の未成年者虐待を知っていながら、事実上、もみ消していたことを裏付ける古い事件記録について、閲覧制限解除を求める記者に対し、裁判官は「この記録を公にしたときの編集責任は？」と問いかけました。記者は「その記録を公にしないときの編集責任は？」と反問し、閲覧許可がおりました。この記録が報道の重要な裏付けとなりました。

### ●政府「公文書管理の適正の確保のための取組」

財務省の決裁文書改竄が発覚したのを受けて、政府は2018年7月20日、以下のような「基本的な考え方」をとりまとめました。

公文書管理の適正の確保のための取組について【概要】 平成30年7月20日  
行政文書の管理のあり方等に関する関係閣僚会議

基本的な考え方	職員一人ひとりが、 <b>公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源</b> であり、 <b>行政文書の作成・保存は国家公務員の本質的な業務そのもの</b> であることを肝に銘じて職務を遂行し、公務員文化として根付かせていく。
---------	--

日本の政府の公文書管理の実態が米国など諸外国に比べて極めて貧弱であり、不徹底であることについて、各界各層から批判されており、私自身、そうした原稿を何度も発表してきています。この「取組」についても「問題の根幹にメスを入れず、小手先の対策を並べたもの」と批判しました。しかし、上記の「基本的な考え方」など理念については、その通りと同意します。

裁判所による事件記録や司法行政文書の保存の実情が、もし、これら政府の行政文書管理の水準にさえ達していないのだとすれば、それはとても恥ずかしいことです。少なくとも行政府における公文書管理と同程度の保存を実現する必要があります。

### ●行政文書管理の理念や実務の長所を採り入れるべき

公文書管理法の理念規定や「行政文書の管理に関するガイドライン」のうち「歴史的緊急事態」などの一般的規定、上記「取組」の趣旨など行政府の運用を十二分に斟酌し、それらを事件記録保存規程やその運用通達に採り入れて、明文化すべきです。

訴訟法によって妨げられる場合はともかくとして、そうでない場合は、「事件記録だから」というような頭ごなしの別扱いは通らないように思います。

国の行政機関が独立行政委員会や検察庁も含めすべてそれら規範に従っているのに、ひとり、裁判所だけがそ

れら規範に背を向けることは許されない、そうした時期に立ち至っていると考えるべきです。

司法行政文書についても同様であり、最高裁判所の「司法行政文書の管理の実施等について」など現行の通達は、政府の「行政文書の管理に関するガイドライン」の水準に達していない（「特に重要な政策事項等に関するもの」や「歴史的緊急事態」に関する規定の不存在など、正当な理由なくガイドラインに沿っていないところがある）ように見受けられます。

公文書管理法などの法改正によって、そうした理念規定や一般的・総則的規定が事件記録や司法行政文書に直接適用されるようにするべきであり、そのほうがすっきりする、との考え方もありうるどころ、私としては、できることなら、裁判所がみずからそれらの規範を規則に取り込んだほうが望ましいと感じます。

「行政文書の管理に関するガイドライン」にならえば、以下のような「特に重要な政策事項等」に関連する事件記録はその「総体」として国立公文書館に移管すべきであることを明確にする必要があります。

（災害及び事故事件への対処）阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連、新型コロナウイルス感染症関連等

（我が国における行政等の新たな仕組みの構築）中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等

（国際的枠組みの創設）気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

### ●将来には米国並みにほぼ全件永久保存を

記録が電子化されるであろう将来には、米連邦裁判所並みにほぼ全件永久保存（＝終結15年後の公文書館移管）を視野に入れる必要があるだろうと考えます。

### ●時代の変わり目の今こそ

振り返って見ますと、昭和から平成に時代が移り変わる前後、記録保存を求める世論が高まり、1987年（昭和62年）に刑事確定訴訟記録法が制定され、1992年（平成4年）に、事件記録等保存規程の運用通達が発出されました。そして今、平成から令和へと時代が移り変わるのに前後して、2018年（平成30年）から2020年（令和2年）にかけて行政文書管理や刑事参考記録のあり方が見直されて若干の改善がなされ、2022年度（令和4年度）に至って、最高裁判所当局においても事件記録の保存に関する再検討の結果を得ようとしているのは、昭和の末から平成4年に至るまでの流れと軌を一にしているように見え、感慨を覚えます。

少しでも多くの記録を保存して残し、後世に引き継いでいかなければなりません。今だからできること、今でなければできないことをなすのは、今を生きる私たちの責任です。今後少なくとも数十年の風雪に耐える成案を得ていただきたいと切望します。